The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	信頼醸成措置の新展開 : デイトン合意後の取り組みを中心に
Author(s)	佐渡, 紀子
Citation	国際公共政策研究. 1999, 4(1), p. 275-287
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6776
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

信頼醸成措置の新展開
—デイトン合意後の取り組みを中心に—

New Role of the Confidence-Building Measures:
Implication of the Agreement on CSBMs in Bosnia and Herzegovina

佐渡　紀子*

Noriko SADO*

Abstract

After the cease-fire of Bosnia and Herzegovina Dispute, *Agreement on Confidence- and Security Building Measures in Bosnia and Herzegovina* was signed by the parties. It was a new type of Confidence-Building Measures (CBMs) Agreement. This Article examines the new characters and effectiveness of the Agreement.

The distinctive points of the Agreement were; (1) it utilized CBMs Agreement as a Peace Building Measure; (2) International Organization, OSCE, led its implementation; and (3) it included non-State Actors (entities) as parties. In spite of these factors, the Agreement had implemented and enforced mutual confidence.

Through this analysis, CBMs should be estimated they could accomplish New Role - Peace Building after conflict within a country.

キーワード：ボスニア・ヘルツェゴビナ、信頼醸成措置、平和構築、OSCE、地域安全保障

Keywords：Bosnia and Herzegovina, Confidence-Building Measures, Peace Building, OSCE, Regional Security

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

1．はじめに

旧ユーゴスラビアの崩壊は、第三次バルカン戦争とも形容されるボスニア・ヘルツェゴビナ紛争に繋がった。5年近い戦闘の後、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争は「ボスニア・ヘルツェゴビナにおける平和のための一般枠組み合意（以下、「デイトン合意」）」によって一応の終結をみた[1]。「デイトン合意」に関してはその構造や問題点につき、数多くの指摘がなされてきたが、しかしそれは同時に新たな紛争解決のモデルを模索する作業でもある[2]。

「デイトン合意」を受けた武力紛争再発防止のための取り組みとしては、NATO主体の平和履行部隊（Implementation Force: IFOR）／平和安定化部隊（Stabilization Force: SFOR）という部隊の駐留による平和維持活動と、欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Co-operation in Europe：以下 OSCE）を中心とした選挙支援などの文民部門に関する援助が挙げられる[3]。

文民面の選挙支援は国際機構主導の選挙実施として注目を浴び、一定の成功を納めた[4]。しかし同時に、武力紛争の再発防止に貢献した取り組みとして、紛争当事者による信頼醸成措置（Confidence-Building Measures: CBM）に関する取決めが成立したことは見過ごされるべきではない[5]。なぜならこれは国家間対立を前提として活用されてきたCBMが、新たな道を与えられたことを意味するからである。

ボスニア・ヘルツェゴビナとその二つの構成要素（エンティティ）であるボスニア・ヘルツェゴビナ連邦とスルプスカ共和国は1996年1月に「デイトン合意」にしたがってCBM取決めを結び、軍事面での信頼構築を図っている。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争後の平和構築構想では、地域安定化の手段としてCBM取決めと軍備管理協定が対をなしていたが、CBM取決めに基づく軍事情報の公開や査察が当事者にの受け入れられたことで、後にクロアチア、新ユーゴスラビアが自国を含めたバルカン地域の軍備管理合意に同意する際の基礎ができた[6]。バルカン地域では、CBMによるボスニア・ヘルツェゴビナ域内での緊張緩和を

1) ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争を含む旧ユーゴスラビア紛争に関しては、千田善『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか—悲劇を大きくさせた欧米諸国の責任—』勁草書房、1999年が詳しい。
2) 「デイトン合意」の問題点については Patrick Moore, "Potential Shortfall of the Dayton Agreement", *Transition*, vol.2 no.2, January 1996, pp.37-39. を参照。
3) OSCE は1975年にヘルシンキ最終議定書を採択した欧州安全保障協力会議（Conference for Security and Co-operation in Europe: CSCE）の後身。CSCEは1990年のパリ首脳会議で常設化を、1994年のブタペスト首脳会議で機構化を決定し、1995年1月より名称を OSCE と変更した。
4) 選挙支援については、饗場和彦「活性化する国際的選挙支援活動における課題：その背景、形態、用語、正当性、実効性－ボスニア選挙スーパーバイザーの視点から」『国際公共政策研究』第1巻第1号、1997年、63-86頁参照。
5) 欧州で信頼醸成の取り組みが開始された1970年代以降 CBM は注目を浴びてきた。CBM は1984年の OSCE マドリード会議以降、OSCE 参加国の間では「信頼安全醸成措置」または「信頼安全保障醸成措置」(Confidence- and Security- Building Measures: CSBM) との表現を用いている。しかしながら日本における分析にでは一般に CBM の表記が広く用いられているため、本稿では CBM と記載を統一する。

前提に、軍事バランスの維持による安定化が試みられているのである。

本稿では、「デイトン合意」後に導入された「ボスニア・ヘルツェゴビナにおける信頼醸成措置合意（以下「ボスニア CBM 合意」[7]）」を分析し、これまでの CBM 取決めとの相違点を明確化することにより、CBM の新たな活用の有効性を検討する。

2．ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争後の信頼醸成措置取決め

2-1．「ボスニア CBM 合意」の特性

CBM に関して、欧州では四半世紀の経験がある。欧州における CBM は、潜在的敵対関係にある国家間の対立が武力紛争として顕在化することを阻止するために始められ、軍事情報の公開や透明性の向上に資する措置を実施することで互いの行動の予測可能性を高めてきた。すなわち CBM とは、国家間の信頼を高めるために情報の提供によって参加国間に軍事的脅威が存在しないことの確証を与え、国家間武力紛争の発生を防止する措置と定義づけられるのである[8]。

欧州では55カ国が参加する OSCE の枠内で CBM が取り組まれている。OSCE の CBM 取決めは、他の OSCE 取決めと同様に政治的取決めと位置づけられ、措置の合意および履行はあくまで参加国の主体性に任されてきたが、順調な履行を経て発展し、協議措置や軍備管理的側面を持つ措置の導入がなされている。現在では CBM を扱う常設機関を OSCE の枠内に得、CBM は機能的にも構造的にも安定期を迎えている[9]。

「デイトン合意」の付属文書１—B第２条には、「OSCE の支援の下、相互の信頼を強化し、紛争の危険性を削減するための一連の措置に合意するために当事者が交渉を開始」し、付属文書発効後45日以内に合意に達することが明記された[10]。これを受けて紛争当事者は CBM 交渉を始め、1996年１月26日に「ボスニア CBM 合意」に署名し、合意は即日発効した。

---

6) Florence Agreement, 14 June, 1996. 当事者は、ボスニア・ヘルツェゴビナとボスニア・ヘルツェゴビナ連邦およびスルプスカ共和国、クロアチア、新ユーゴスラビア。CBM 合意、軍備管理合意共に非国家主体が含まれるため、本稿では当事国とはせずに当事者と表記する。軍備管理条約の検証については、Philip Schofield, "Dayton Arms Control: Creating A Model for the Future", *RUSI Journal*, April 1997, pp.25-29. を参照。

7) 「ウィーン合意」または「第２条合意」とも呼ばれる。

8) OSCE における CBM の定義は、最初の合意文書である「ヘルシンキ最終議定書」に記述がある。すなわち、「参加国間に存在する緊張の原因を除去し、そしてそのようにして世界の平和と安全に貢献する」ことであり、「参加国間の信頼を強化し、そしてそのようにして欧州における安定と安全の強化に貢献する」ことであり、具体的には「特に参加国間に軍事活動の性格についての明確で時宜に適った情報が不足している状況において、武力紛争の危険や懸念を生じさせ得るような軍事活動についての誤解または誤認の危険性を減少させることに貢献する」ことであると規定された。Helsinki Final Act, chap.1, sec.2, para.1,2,4., 1975.

9) OSCE の CBM メカニズムについては、拙稿「OSCE における信頼安全醸成措置—メカニズムの発展と評価—」『国際公共政策研究』第２巻第１号、1998年、219-236頁参照。

10) General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina, Annex1-B, Article II, 21November 1995. この協定はボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア共和国、ユーゴスラビア連邦共和国を当事国とする。

このように「ボスニア CBM 合意」は、停戦合意によって、すなわち武力紛争勃発後の平和構築の手段として導入された。従来 CBM は、当事者間の信頼関係が崩壊し武力紛争が発生した場合には無力であるとの批判にさらされてきた。しかしながらこの事例では、停戦合意直後という基本的な信頼の回復が不十分な段階で CBM を活用することが試みられているのである。「ボスニア CBM 合意」は、CBM が平和構築手段と位置づけられた点に、第一の特性がある。

合意の履行には OSCE が大きく関与することが合意された。OSCE は議長国 (Chairman-in-Office) を通じて個人代表を派遣し、当事者間の調整や履行に必要な技術的・金銭的援助を行っている[11]。また当事者間で交換する軍事情報や視察員の招聘と査察の要請は OSCE の個人代表にも提供され、OSCE の個人代表を通じて OSCE が状況を把握できるようになっている。さらに視察や査察に関しては、OSCE 参加国からの要員が派遣され、当事者と共同で検証を行っている。このように重要な第三者として国際機構の介在を取り入れたという点も、CBM 取決めの新しい形態といえる。

「ボスニア CBM 合意」はボスニア・ヘルツェゴビナ、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦そしてスルプスカ共和国（セルビア人共和国）を当事者としている。ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦とスルプスカ共和国は、ボスニア・ヘルツェゴビナの構成要素（エンティティ）であり、国際法上の主体性を持たない点に注目すべきである。それまで国家が CBM を実施し得る主体と考えられてきたことに鑑み、非国家主体を当事者とした点は「ボスニア CBM 合意」の第三の特徴に挙げることができる。これは別の側面から見ると、国内紛争に対して CBM が適用されたということができる。

そして、その合意達成と履行過程においては、平和履行部隊／平和安定化部隊という軍事的圧力の存在があったことは特筆すべきであろう。当事者間の信頼が不十分な段階で合意された一連の CBM ではあるが、これを放棄し再度軍事的な緊張を高めようとの衝動が起きた際、軍事的圧力の存在はこれを自己抑制する動機となり得たと考える。

2-2.「ボスニア CBM 合意」の構造

2-2-1. 措置内容による CBM の区分

15の措置からなるこの合意は、OSCE の枠内で参加国が合意した CBM 文書「ウィーン文書1994」を雛形としている[12]。「ウィーン文書1994」と同様に、「ボスニア CBM 合意」に規定される諸措置は「軍隊の装備・構造および軍事活動に関する情報提供」、「軍事活動と活動に

11) OSCE の個人代表はハンガリーの大使 Martyon Kraznai である。
12) Vienna Document 1994 of the Negotiations on Confidence- and Security- Building Measures Convened in Accordance with the Relevant Provisions of the Concluding Document of the Vienna Meeting of the Conference on Security and Co-operation in Europe, 1994.

関わる制限」、「協議措置」、「接触」、「検証措置」の五つに大別できる。その一方で停戦後という環境ゆえの新たな措置も盛り込まれている。

「軍隊の装備・構造および軍事活動に関する情報提供」とは、軍隊の能力と構造を公開する措置と、軍事活動の計画性を示す措置である。相手の軍事力を把握することで、不必要な軍備拡張の連鎖を断ち切ることができる。また軍事活動の活動予定を知らせる「事前通告」は、実際に通告に従った活動が展開されることで相手と相手の行動に対する信頼を生む。したがってここで提供される情報は、その正確さが担保される必要がある。そこで情報の正しさを確認するために、同時に検証制度（視察・査察）が導入される。

「軍事活動と活動に関わる制限」とは、一定規模の軍事活動を控えることを約し、また、活動の場所や人員・装備の使用に一定の条件を付与する措置が含まれる。軍事活動は訓練という側面と同時に、相手に対する威嚇もしくは示威行為の側面を持つ。大規模な軍事活動を突発的に展開することは、侵略の可能性を予感させ、相手側の緊張感を高める。そこで大規模な活動については計画的に実施し、かつ、実施回数は最低限に押さえることで緊張緩和を目指す。

活動場所や人員・装備の使用に対する制限は、「ボスニア CBM 合意」に特徴的な措置である。停戦後という不信感の残存する状況を考慮し、対立の原因となり得る地域での活動を禁止したり、活動期間以外には武器を指定地域から移動させないことで、紛争の再燃に繋がりかねない軍事的な事故を避け、また武器の管理を徹底する。当事者が制限合意を遵守していることの確証を得られるよう、制限措置も検証の対象とされる。

「協議措置」とは、偶発事故が武力紛争へとエスカレートすることを防ぐことが必要とされるため、予定されていない軍事的な出来事が発生した際に、影響を拡大しないために状況説明の場をもつことを指す。

「接触」とは、相互の人的接触を増加させることで信頼感・連帯感を醸成するための措置である。ここでは主に軍人と安全保障の専門家による接触が念頭におかれ、他の措置と異なり自発的措置に止まる。

「検証措置」とは提出された情報の信頼性を確かめるためのものであり、視察と査察が実施される。また、検証結果を含めて履行に拘わる問題を検討するために、定期的な履行評価会議を持つ。「ボスニア CBM 合意」においては共同協議委員会（Joint Consultative Committee: JCC）がその任にあたる。履行評価の場が頻繁に持たれることで、当事者による新措置の導入や誤解の解消などの機会が増えることが期待される。

以下では「ボスニア CBM 合意」に盛り込まれた各措置を概観する。

2-2-2．軍隊の装備・構造および軍事活動に関する情報提供

「軍事情報の交換（措置1）」

(1) 軍事情報の交換

当事者は域内の軍事組織、人員、主要兵器システムついてその軍隊の情報を交換する。情報提供の対象には、国防軍、予備軍、警察軍、国内問題特別軍担当省、警察および通常兵器を装備する準軍隊を含めて、すべての兵力と組織の軍事能力が含められる。情報は毎年11月に交換され、翌年1月1日から有効となる[13]。提供された情報は検証の対象となる[14]。提出される情報は以下の通り。

・コマンド構造

・軍事および文民軍事施設補完基地などの名称と従属関係、兵力、主要な兵器と装備システムの各数量[15]

(2) 主要兵器と装備システムに関するデータ

当事者は主要な兵器・装備システムに関するデータの交換をおこなう。新しい種類またはバージョンの主要兵器と装備システムを導入する場合には、配備計画を1996年3月、または関連のシステムを最初に配備したときに提供する。データには名称と写真が貼付される。

(3) 新しい種類の主要兵器と装備システムのデモンストレーション

軍隊に新しい種類の主要兵器と装備システムを配備する当事者は、最も早い機会に、遅くとも配備が始まって90日以内に、各当事者の代表と OSCE の個人代表を招聘し公開する。招聘された当事者は、軍事・文民の訪問者を派遣することができる。

(4) 主要兵器と装備システムの配備計画についての情報

当事者は主要兵器・装備システムの翌年の配備計画を毎年11月に交換する。

(5) 防衛関連事項の情報

軍事予算が承認された2ヵ月後に、当事者は次の情報を提供する。

・軍隊の規模、構成、兵力、主要兵器・装備システムと軍隊の配置、およびそれらの変更の予定

・軍隊の訓練計画とその後の変更

・現在または将来の主要装備の調達と、主要な軍事構造上の計画

「コマンド構造または所有装備における変化の通告（措置2）」

当事者は軍隊のコマンド構造における永続的な変更につき、変更が起きる10日以前に他の当事者と OSCE の個人代表に通告する。また、兵力や装備の変更は、10%以上で20日以上継

13) 最初に提出される情報（基本情報）の交換は、1996年2月15日に行われ、1996年3月1日に有効となった。

14) 1996年2月15日に提供された「基本情報」の検証は、1996年3月に行われた。

15) 主要な兵器・装備システムとは、戦車、装甲戦闘車両（装甲人員運搬車両、歩兵戦闘車両、重装甲戦闘車両）、大砲、戦闘機、戦闘ヘリコプター、常時／完全に装甲車両に搭載された対戦車誘導ミサイル発射装置を指す。

続する場合、変更が起きてから10日以内に通告する。提供された情報は、検証の対象となる。

「武器の特定と監視（措置10）」

当事者は兵器の製造能力を明らかとする。そのためにすべての武器製造工場名称や位置、およびその生産能力（生産速度と生産量）を記載したリストを毎年末に OSCE と当事者に提出する。また、当事者や OSCE の個人代表は工場を訪問することができる[16]。

「ある種の軍事活動の通告と視察（措置 4 (A)(B)）」

以下の基準を一つでも超える参加・使用のある活動を実施する場合は、42日以上前に他の当事者と OSCE の個人代表に実施を通告する。通告に際しては、活動の名称、目的、場所、武器や兵力の総数などを通知する。

兵力1500人、戦車25両、装甲車40両、大砲40門、戦闘機 3 機、戦闘ヘリコプター 5 機

上記にしたがって通告される活動はすべて視察の対象となる。通告すべき活動を行う当事者は、他の当事者と OSCE からの視察員を招待する。当事者は 2 名まで、OSCE は 4 名までの視察員を送ることができる。視察員は文民、軍人を問わない。

「コミュニケーション（措置14）」

当事者の軍隊間および OSCE の個人代表との間に直接通信網を設置する。これは相互の情報提供、意思疎通の手段に用いられる。

2-2-3．軍事活動と活動に関わる制限

「ある種の軍事活動の制限（措置 4 (C)）」

一定規模の軍事活動につき、実施を制限する。その条件は以下の通り。

・1996および1997年には以下の基準を一つでも超える参加・使用のある活動は年 1 回までとする。

兵力4000人、戦車80両、装甲車100両、大砲100門、戦闘機15機、戦闘ヘリコプター20機

・その後は以下の基準を一つでも超える参加・使用のある活動は 2 年に 1 回までとする。

兵力16000人、戦車80両、装甲車100両、大砲100門、戦闘機25機、戦闘ヘリコプター30機

・以下の基準を一つでも超える参加・使用のある活動は年 3 回までとする。

兵力7000人、戦車75両、装甲車100両、大砲100門、戦闘機15機、戦闘ヘリコプター20機

・これらの活動につき、 1 年に 3 回を超えて実施しない。また、同時に二つ以上実施しない。

・これらの活動は、措置 1 として毎年末に提出される年間計画に記載され、当事者に提出さ

16）工場への訪問は検証措置と位置づけられる。

れていない限り、実施することはできない。

「特定地域における軍隊の配備と演習の制限（措置5）」

軍事活動は特定地域に限定される。エンティティ間の境界と国境から10km以内では通告すべき軍事活動は実施しない。あるエンティティから他のエンティティへと割譲された領域では、軍事活動は2年間行わない。

「外国軍の再導入の制限（措置6）」

ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争に際して国内に入ってきていた外国軍は撤退させ、それら外国軍の再導入を禁止する。外国軍再導入の有無は検証の対象とされる。

「軍隊及び重火器の撤去・移動（措置7）」

1996年4月18日までに軍隊と重火器を宿営地／兵舎または他の指定地域へと移動させる。移動しない軍隊と重火器は通知し、軍隊については解散する。軍隊・重火器を訓練に用いる場合は移動可能であるが、事前に通告し、訓練終了後には直ちに指定地域に戻さなければならない[17]。軍隊・重火器の撤去・移動は検証の対象となる。

「重火器の配置制限（措置8）」

重火器は宿営地／兵舎またはIFOR司令官の指定する地域に置く。これらは1997年末までは移動させない。訓練のために移動させるときは事前に通告し、訓練終了後は即時に戻さなければならない。重火器の配置制限は検証の対象となる。

「特別軍事行動集団と武装市民集団の解散通告（措置9）」

特別軍事行動集団と武装市民集団は解散し、当事者はこれらの活動は再開させない。当事者またはOSCEの個人代表がそれらの活動を確認した場合は、その活動領域当事者に通告し、当事者はOSCEの個人代表と協力して調査を即時開始する。調査結果は48時間以内に報告され、それらの集団の存在および活動が確認されれば当事者は活動を中止させなければならない。これらの集団の活動の有無は検証の対象となる。

「不拡散に関する原則（措置12）」

当事者は核兵器の拡散・開発取得の防止や、生物・化学兵器の使用の防止に貢献する。

2-2-4. 協議措置

「危機軽減（措置3）」

「異常な軍事行動に関する協議と協力のためのメカニズム」を導入する。すなわち通常と異なる軍事活動が実施された場合、当事者は関係する当事者に対して説明を要求することができる。関係当事者は説明を行い、要請があった場合には説明のための会合を開く。すべて

17) 訓練のための移動に際しては、兵力総数、装備種別の数、目的、期間、場所を当事者とOSCEの個人代表に21日前までに報告しなければならない。

の情報は OSCE の個人代表に提出され、会合が開かれる場合には OSCE の個人代表が議長となる。

「軍事的性格の危険な出来事に関する協力」を行う。誤解を防ぐため、軍事的かつ危険な出来事が起きた場合は、関係した当事者が、他の当事者と OSCE の個人代表に情報を提供し質問に回答する。

2-2-5. 接触

「軍事的接触と協力の計画（措置11）」

(1) 軍事的接触

CBM 強化のための自発的措置。相互の軍人や専門家による接触の機会を持つ。

(2) 軍事的協力

自発的に共同軍事練習や訓練を行う。また防衛問題の専門家の提供や、平和維持・災害救助などの軍事協力についてのセミナーを開催する

(3) 軍事基地への訪問

当事者は他の当事者の代表と OSCE の個人代表に対して、領域内の軍事基地を観察するための訪問の機会を設定する。招待に際して、他の当事者からは 2 名の文民または軍人の代表と OSCE の個人代表が基地を訪問することができる。年 2 回を超えて行う義務はない。

2-2-6. 検証措置

「検証と査察体制（措置13）」

当事者によって提出された情報は、現地査察、視察のいずれかによって検証される[18]。査察とは、「ボスニア CBM 合意」の規定に基づき提出された情報や事前通告の信頼性および制限措置の履行を検証するものである。査察とは査察の実施を希望する当事者が要請し、要請を受けた当事者は基本的に受け入れなければならない。視察は事前通告を要する規模の軍事活動を検証するために特に用いられる。査察と異なり、視察は受け入れ当事者が他の当事者と OSCE に対して視察員を招待する形式を取る。

「履行評価（措置15）」

当事者と OSCE の個人代表から成る共同協議委員会（Joint Consultative Commission: JCC）を設置する[19]。共同協議委員会は、履行の検討、技術的問題や履行に関わる問題点の解

18) 検証に拘わる手続き、権利義務関係については付属文書 1 に詳細に規定された。Annex1: Protocol on Verification, Agreement on Confidence- and Security- Building Measures in Bosnia and Herzegovina, 1996.

19) 共同協議委員会の任務と手続きについてはボスニア CBM 合意の付属文書に規定された。Agreement on Confidence- and Security- Building Measures in Bosnia and Herzegovina, Annex 5:Protocol on the Consultative Commission, 1996.

決、情報提供の場として、定期的に開催される[20]。

3．履行状況および「ボスニア CBM 合意」の成果

3-1．履行状況

「ボスニア CBM 合意」は、その後の検証の基準となる「基本情報」が正確に提出されるか否かが、最初の課題であった。「基本情報」とは軍事組織、兵力、主要兵器システムついての現状を報告するものであり、1996年2月15日が提出期限とされた。

当事者はこれを期限日に提出し、査察が同年3月に開始された。同月に各エンティティに2日ずつ計4回実施された現地査察は、OSCE 参加国が主導的立場をとり、査察員や装備を提供することで当事者からの視察員を支援した[21]。4回の査察は成功裡に終了したとされる。また武器製造工場のリストも提出され、軍事活動の制限や重火器の配備・移動の制限についても実施が確保された[22]。提出された情報に対する査察も実施され、提出情報との大きな齟齬は認められなかった。自発的措置である軍事的接触と軍事的協力に関わる行動はとられなかったが、軍事基地への訪問は12月に両者が二ヵ所ずつ行った。また直接コミュニケーションのための電話線（ホットライン）も1996年中に設置されている。

1996年の履行は、措置の半数近くで締め切りの不遵守がみられたが、提供される情報や制限措置などの中身は履行が確保されたといえる程度を保っている。特に視察・査察においては、OSCE 参加国が要員を派遣し当事者と共同で検証を行ったことで、検証結果の信頼性が確保された。

1997年の履行は全体的にみて良好であったとされる[23]。131回もの査察が実施されたが、重大な問題は報告されなかった。さらに「ボスニア CBM 合意」の規定によれば事前に通告する必要の無い規模であるにもかかわらず、軍事活動の実施につき事前に通告する動きが見られた[24]。また、前年には実施されていなかった軍事的接触としてセミナーが二つ開催され、

20) 1996年および1997年には2週間に1回、それ以降は年に2回開催される。
21) 第1回査察：ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦領域対象。1996年3月11日から、ドイツ、デンマーク、チェコ、スルプスカ共和国が査察員を派遣。第2回査察：スルプスカ共和国領域対象。1996年3月同週から、フランス、スイス、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦が査察員を派遣。第3回査察：ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦領域対象。1996年3月18日の週、イギリス、ロシア、スルプスカ共和国が査察員を派遣。第4回査察：スルプスカ共和国領域対象、1996年3月18日の週、アメリカ、イタリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦が査察員を派遣。*OSCE Newsletter*, vol.3, no.3, p.4. 参照。
22) 重火器の撤去・移動に関しては公式には不履行がなかったとされたが、不履行の兆候は見られたとの指摘がなされた。
23) Zdzislaw Lachowski and Patrick Henrichon, "Confidence- and Security- Building Measures in Europe", *SIPRI Yearbook 1998*, Oxford University Press, 1998, pp.531-540.
24) スルプスカ共和国側が2回通告した。

基地への訪問が4回実施されている。

このように1997年には軍事情報が確実に提供され、当事者の軍隊の透明性と信頼は高まったといえる。そして当事者の行動は、義務的措置を最低限履行する段階から、自発的に信頼構築に資する行動がとられる段階にきた。

1996年および1997年の軍事情報の交換では、提出される情報に部分的な問題点が指摘されてきた。しかしながら1998年には、提供される情報の質が著しく改善された。また査察においては重大な矛盾は指摘されていない[25]。翌年の軍事活動につき、合意では実施を認められた規模を下回る軍事訓練を自発的に制限する動きも出ている。また、1998年には武器製造工場への訪問が開始され、当事者間の訪問と軍事的接触の回数も増加している。

導入から3年を経た1998年には、「ボスニア CBM 合意」は安定した履行が確保され、1999年以降の更なる発展に向けて交渉が開始された[26]。

3-2.「ボスニア CBM 合意」の成果

欧州における既存の CBM 取決めと比較して、様々な特殊性をもった「ボスニア CBM 合意」は、ボスニア・ヘルツェゴビナ域内における武力紛争の再発防止のために両エンティティ間の軍事面での信頼関係を構築するという、CBM の新たな役割を担って導入された。

合意の特性の一つである、措置の履行に OSCE の関与を組み込んだことの意味は大きい。例えば、その後の措置履行の基準となる「基本情報」を1996年2月に提出する際、当事者のみならず OSCE 個人代表も情報を受け取ることとし、その検証に際しても OSCE が関与した。信頼の回復していない紛争直後の当事者に履行を委ねた場合、当事者に消極的な姿勢があると信頼構築の第一歩が踏み出せないおそれがある。したがって、このような事例では、第三者が最初の履行を促すことが重要である。

実際に当事者と OSCE は1996年の履行開始後、現地査察を週1回ペースで実施した。提出された「基本情報」を検証すると共に、措置導入直後に合意に反して軍備強化や武器の隠匿をおこなう隙を与えなかったことで、翌年以降の順調な履行に基礎を与えたといえる。

また、査察のみならず視察に際しても、OSCE 参加国から検証の経験を積んだ要員が派遣され、当事者と共に活動した。これにより検証結果の信頼性が高まり、結果として、提供された情報の信頼確保が可能になったといえる。

検証措置は、1996、1997、1998年共に確実に実施されている。信頼醸成とは相互に提供された情報が正しいとの確証を得ることで可能となることを考えると、検証の実施とそれによ

25) Status of 1999 Program for the Implementation of the Vienna (CSBMs) and Florence (Sub-Regional Arms Control) Agreement, MC.GAL/5/98, 2 December 1998.

26) 両エンティティが履行に消極的であるとの評価もあり。The Peace Implementation Agenda (annex to the Peace PIC Declaration), 17 December, 1998.

る情報の信頼性の確認がなされたことの実績は、相互関係に良い影響を与えていると考えられる。

さらに、1996年に行われていなかった自発的措置である軍事的接触が1997年に初めて実施され、1998年にはさらに増加を見ている。自発的に軍事活動を制限し、または、事前通告を行う動きは、当事者が CBM に対して肯定的に取り組むようになってきたことの現われであろう。

このように「ボスニア CBM 合意」は、各措置とも3年間にわたり重大な違反もなく履行が確保されてきた。軍隊に関する正確な情報の公開と検証、および協議や接触の機会の増加は、国家の軍事活動・能力に関する予測可能性と透明性を改善する。その結果、当事者間には一定の信頼関係が構築されているといえる。

CBM の履行状況は良好であるが、その一方で問題点も残る。エンティティ単位で軍隊を保有する状態を前提とした「ボスニア CBM 合意」は、相互信頼を確立できたとしても、各エンティティの軍が併存する状況を固定化してしまうおそれがある。ボスニア・ヘルツェゴビナという一国家として欧州に復帰するためには、両エンティティの軍隊のとる政策や構造の共通化を進めていく必要がある。そのための動きは1999年の計画にようやく盛り込まれたに過ぎない[27]。

さらに、CBM による軍事情報の公開と、軍備管理合意による所有装備の制限が実現しつつも、ボスニア・ヘルツェゴビナ内で質的な軍備強化が進行している。アメリカは民間会社を経由するという手法により、1996年以降、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦へと武器を移転している[28]。その一方で、ロシアによるスルプスカ共和国への武器移転も行われている。特にアメリカからの武器移転は1997年の履行評価に際し問題となっている。装備の公開の一方で軍備の近代化が行われており、新たな不信の芽となっている[29]。

4. おわりに

「ボスニア CBM 合意」は既存の CBM 取決めと異なり、非国家主体が当事者に含まれて

27) Ibid. OSCE による1999年計画には以下が含まれる。通告と査察レジームの履行の成果の強化。兵器工場への査察員の訓練。安全保障政策と軍隊の民主的コントロールについてのセミナー実施（共同組織の設立または強化、ボスニア・ヘルツェゴビナの共通の安全保障とその国際安全保障システムへの統合に向けた準備のための概念についての討議の開始、透明性を確保するための財政計画ならびに予算立てシステムの確立）。両エンティティの軍隊に共通のドクトリンおよびフィールドマニュアル確立に向けた平和維持セミナー。ボスニア・ヘルツェゴビナの国家レベルでの検証センターの設立（装備と訓練を提供）とボスニア・ヘルツェゴビナに軍備管理合意に関する権利と義務を行使できるようにするために査察チームの準備。安全保障組織とボスニア・ヘルツェゴビナ大学による独立した専門家のネットワークの強化。

28) Train & Equipment Program と呼ばれる。

29) アメリカとロシアによるボスニア・ヘルツェゴビナへの武器移転については Zdzislaw Lachowski, "Conventional Arms Control", *SIPRI Yearbook 1998*, Oxford University Press, 1998, pp.501-530. を参照。

いる。すなわち、国内の対立関係に対して初めて CBM が適用された事例である。そして CBM は武力紛争の停戦後に導入する平和構築のための一手段としての新たな位置づけを与えられた。またその履行において、OSCE という国際機構の主導・支援が前提とされた点も注目される。

この3年間「ボスニア CBM 合意」は当事者に履行され、緊張の緩和に一定の役割を果たしている。「ボスニア CBM 合意」が当事者に履行されたのは、OSCE という第三者の介在が果たした役割が大きい。履行されてこそ信頼の構築に繋がる CBM を当事者の自主性に任せるだけでは履行に限界がある場合には、第三者が履行を促すことで、その後の信頼強化の基礎となる信頼感を醸成し得る。

これまで CBM は武力紛争の予防目的のみに用いられ、武力紛争勃発後には無力と批判されてきた。しかしながら停戦後であれば当事者の信頼強化に役立ち、平和的共存への道に貢献が可能であることを、ボスニア・ヘルツェゴビナの事例は示している。

欧州においては国家間対立が影を潜め、代わって地域紛争や国内問題への対処が急務となっている。すべての緊張関係に CBM が機能するとの保証はない。しかしながら「ボスニア CBM 合意」が機能した要因を把握することは、武力紛争の前後を問わず、今後 CBM を積極的に活用し国際社会の平和と安全を強化するための一助となろう。